

こども家庭課から各種手当のご案内

●「児童扶養手当」のご案内

- ◆父母の離婚などにより「父（又は母）と生活を共にしていない児童」や「父（又は母）が重度の障がいの状態にある児童」を養育している母（又は父）、父母に代わって児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。
- ◆平成26年12月以降「児童扶養手当法」の一部改正により、受給者の年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。
※年金の種類：遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など
- ◆児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日まで受給資格があります。（児童が心身に法律で定める程度の障がい有る場合は、20歳の誕生日前日まで資格があります。）

※平成31年4月分から手当の額が変わります

◎児童1人目（月額）

- ・全部支給：42,500円 → 42,910円
- ・一部支給：42,490円～10,030円 → 42,900円～10,120円

◎児童2人目（月額）

- ・全部支給：10,040円 → 10,140円
- ・一部支給：10,030円～5,020円 → 10,130円～5,070円

◎児童3人目以降（月額）

- ・全部支給：6,020円 → 6,080円
- ・一部支給：6,010円～3,010円 → 6,070円～3,040円



※手当額は、受給資格者及び同居する扶養義務者の前年の所得に応じて決まります。

※原則として、支給開始から5年経過した後は、受給者が仕事をしていることが手当を全額受け取るための条件となります。

※受給するためには、窓口での相談後、申請手続きを行い、市の審査を経て認定を受ける必要があります。詳細はこども家庭課までお問合せ下さい。

《お問合せ先》こども家庭課 電話：0980-87-0771（直通）

●「特別児童扶養手当」のご案内

- ◆身体（内部疾患を含む）や精神に障がいがある、20歳未満の児童を養育・監護している父母又は養育者に対し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

※平成31年4月分から手当の額が変わります

◎1級の児童1人（月額）

51,700円 → 52,200円

◎2級の児童1人（月額）

34,430円 → 34,770円

※手当額は、受給資格者やその配偶者及び同居する扶養義務者の前年の所得に応じて決まります。

※受給するためには、申請手続きを行い、県の審査を経て県知事の認定を受ける必要があります。

詳細はこども家庭課までお問合せください。